

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「とうがらし類」「しょうが」「カリフラワー」「ブルーベリー」「大麦」「いちご（種子繁殖型）」の県慣行レベル(案)

## 1 趣旨

国が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、「とうがらし類」「しょうが」「カリフラワー」「ブルーベリー」「大麦」「いちご（種子繁殖型）」に係る化学合成農薬及び化学肥料の使用量の慣行レベルについて検討を進めています。

その策定案を取りまとめましたので、県民の皆さんのご意見を募集します。

## 2 県慣行レベル案

品目区分	品種・作型区分等	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 窒素：kg/10a
とうがらし類	ししとう、甘長とうがらし、とうがらし	24	50.0
しょうが	根しょうが	20	30.0
カリフラワー	秋冬穫	14	32.0
ブルーベリー		8	9.0
大麦		8	17.6
いちご（種子繁殖型）	よつぼし等・促成栽培	48	22.0

全て一作の慣行レベル案です。

品種・作型区分等は指定がある場合のみを記入しています。

※「特別栽培農産物にかかる表示ガイドライン」とは、国が農薬や化学肥料を節減して栽培した農産物の生産や表示について、生産、流通、販売での一定の基準を定めるものです。地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用量を慣行レベルとして定め、これに比べて、5割以上の削減を行った場合、「特別栽培農産物」として表示することが可能となります。